

世田谷区立小中学校 特別支援学級等整備計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

世田谷区教育委員会

はじめに

障害のある人と障害のない人が互いを尊重し、住み慣れた地域で支えあい、安心して生活できる共生社会を実現するためにも、学校教育において、障害のある子どもと障害のない子どもがお互いを理解し、尊重しあえるインクルーシブ教育を推進していく必要があります。

子どもたちの個に応じた教育環境の充実や教員の専門性の向上などを通じて、一人ひとりの可能性を伸長する教育を進めていくことが重要です。

一方、障害の種別や特性などにより、少人数での学習など特別な支援を必要としている子どもたちに対しては、特別支援学級等を整備し、必要な支援を提供していく必要があります。

本計画は、一定の期間と経費を必要とする特別支援学級等の施設整備を、より計画的に行っていくため、将来的な需要や地域偏在の状況などを分析したうえで、年次計画として策定するものです。

今後も、全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、個に応じた学習環境の向上や施設環境の整備、教員の専門性の向上などに取り組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進してまいります。

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 特別支援学級等の設置状況現状（令和2年5月現在） | 3 |
| 2 | 前提となる児童・生徒数の推移 | 3 |
| 3 | 特別支援学級の整備の考え方 | 4 |
| 4 | 今後10年間の整備計画 | 5 |
| 5 | 区立小学校における特別支援学級の整備 | 6 |
| 6 | 区立中学校における特別支援学級の整備 | 14 |
| 7 | 区立小中学校における特別支援教室拠点校（教員配置拠点校）の整備 | 21 |

1. 特別支援学級等の設置状況現状（令和2年5月現在）

（1）特別支援学級について

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づき、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために小中学校内に設置するものであり、世田谷区における設置状況は次のとおりである。

| | 区立小学校 | 区立中学校 |
|------------------|-------|-------|
| 1 知的障害学級（固定） | 45学級 | 21学級 |
| 2 肢体不自由学級（固定） | 4学級 | 2学級 |
| 3 自閉症・情緒障害学級（固定） | 0学級 | 0学級 |
| 4 弱視学級（通級） | 1学級 | 0学級 |
| 5 難聴学級（通級） | 2学級 | 1学級 |
| 6 言語障害学級（通級） | 11学級 | 0学級 |
| 7 情緒障害等学級（通級） | 0学級 | 3学級 |
| 合計 | 63学級 | 27学級 |

（2）特別支援教室（すまいるルーム）及び拠点校について

特別支援教室は、発達障害等（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の可能性や「他人とのコミュニケーションが苦手」など情緒面の発達にかたよりのある等、発達上の特性がある児童・生徒のための学び場であり、全区立小中学校（区立世田谷中学校については設置準備中）に整備している。

特別支援教室では、教員が複数の学校を巡回して指導にあたっており、教員の職員室に相当する部屋をいくつかの学校（教員配置拠点校）の中に設置している。

| | 区立小学校 | 区立中学校 |
|-------------------|-------|-------|
| 1 特別支援教室（すまいるルーム） | 61校 | 28校 |
| 2 特別支援教室教員拠点設置校 | 20校 | 6校 |

2 前提となる児童・生徒数の推移

平成29年7月の世田谷区将来人口推計によると、児童数（6～11歳）は、令和7年頃まで増加し、その後、微減又は横ばいとなり、令和12年頃より再び増加に転じると推計されている。

生徒数（12～14歳）は、令和10年頃まで増加し、その後、微減又は横ばいとなり、令和17年頃より再び増加に転じると推計されている。

本計画の基礎となる特別支援学級等を利用する児童・生徒の人数については、人口推計に基づく児童数・生徒数の増加傾向と令和2年5月1日時点の特別支援学級等の利用人数から推計している。

3 特別支援学級等の整備の考え方

(1) 特別支援学級等の整備の特性

特別支援学級等を整備する場合は、単に児童・生徒の学習用の部屋を必要とするだけでなく、関連する諸室を必要とすることから、1つの学校にまとめて複数の学級を整備することが効果的となっている。

この結果、①学校の建替や大規模改修に合わせて3～4教室分を確保し新設するか、②既に特別支援学級等を設置している学校の余裕教室や倉庫などを活用して増設する形で整備してきている。

また、定数を若干名超えた状況への臨時的な対応として、1つの教室をパーティション等で分けて2つの教室として活用することがある。

(参考) 関連諸室の例

| 種別 | 関連諸室 |
|----------------------|--------------------|
| 知的障害学級 自閉症・情緒障害学級 | クールダウン室 |
| 肢体不自由学級 | 自立訓練室、多目的トイレ、シャワー室 |
| 弱視学級、難聴学級 | 検査室 |

特別支援学級等に入級する児童・生徒の特性を考慮し、徒歩圏内あるいは公共交通機関の利用による通学しやすい場所への設置が望ましいため、地域偏在を解消する必要がある。

(2) 特別支援学級等整備の基本方針

1 計画的な整備

利用児童・生徒数を中長期的に予測し、整備計画を策定のうえ、計画的な施設整備を行う。

なお、利用児童・生徒数の予測については、区の人口推計や在籍児童生徒数に合わせて概ね3年ごとに見直し、整備計画に反映させるものとする。

2 学校の建替や大規模改修日程に左右されない整備

利用児童・生徒数の増加に伴い特別支援学級等の整備が必要となる場合は、通常の学校の建替や大規模改修などのスケジュールにかかわらず、特別支援学級等の増設のみを目的とした増築・学校改修を行うこととする。

ただし、可能な限り学校の建替や大規模改修などのタイミングで増設できるよう配慮する。

4 今後10年間の整備計画

(1) 区立小学校

- ①「知的障害学級」について、児童数の増加に伴う需要増を見込んでおり、瀬田小学校の改築に合わせ令和7年度に2学級を増設するとともに、尾山台小学校における学級の暫定的な増設による狭小化を解消する（P6）。
- ②発達障害の児童等への支援を充実させるため、特別支援学級の新たな種別として「自閉症・情緒障害学級」を設け、令和3年度に3学級（多聞小学校・船橋小学校）を新設し、令和6年度に2学級（池之上小学校）を増設する（P9）。

(単位：学級)

| | R2 現在 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|------------------|-------|----|----|----|----|----------|----|----|-----|-----|-----|
| 1 知的障害学級（固定） | 45 | | | | | +2 -1 | | | | | |
| 2 肢体不自由学級（固定） | 4 | | | | | | | | | | |
| 3 自閉症・情緒障害学級（固定） | 0 | +3 | | | +2 | | | | | | |
| 4 弱視学級（通級） | 1 | | | | | | | | | | |
| 5 難聴学級（通級） | 2 | | | | | | | | | | |
| 6 言語障害学級（通級） | 11 | | | | | | | | | | |
| 7 情緒障害等学級（通級） | 0 | | | | | | | | | | |

(2) 区立中学校

- ①「知的障害学級」について、生徒数の増加に伴う需要増を見込んでおり、北沢中学校の調整可能な教室を利用して令和4年度に2学級を増設する（P14）。
- ②発達障害の児童等への支援を充実させるため、特別支援学級の新たな種別として「自閉症・情緒障害学級」を設け、令和3年度に3学級（世田谷中学校）を新設する（P17）。

(単位：学級)

| | R2 現在 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|------------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 1 知的障害学級（固定） | 21 | | +2 | | | | | | | | |
| 2 肢体不自由学級（固定） | 2 | | | | | | | | | | |
| 3 自閉症・情緒障害学級（固定） | 0 | +3 | | | | | | | | | |
| 4 弱視学級（通級） | 0 | | | | | | | | | | |
| 5 難聴学級（通級） | 1 | | | | | | | | | | |
| 6 言語障害学級（通級） | 0 | | | | | | | | | | |
| 7 情緒障害等学級（通級） | 3 | -3 | | | | | | | | | |

5 区立小学校における特別支援学級の整備

(1) 小学校知的障害学級（固定学級）

① 現状

令和2年5月1日現在の在籍児童数305名

総定数＝学級数（15校・43学級）×学級定数（8名）＝344名

※ 暫定定数 360名

定数を上回る児童の受入れのための臨時的対応として、弦巻小学校及び尾山台小学校では、1つの教室をパーテーションで区切って2つの教室として使用しており、45学級＝暫定定数360名として運用している。

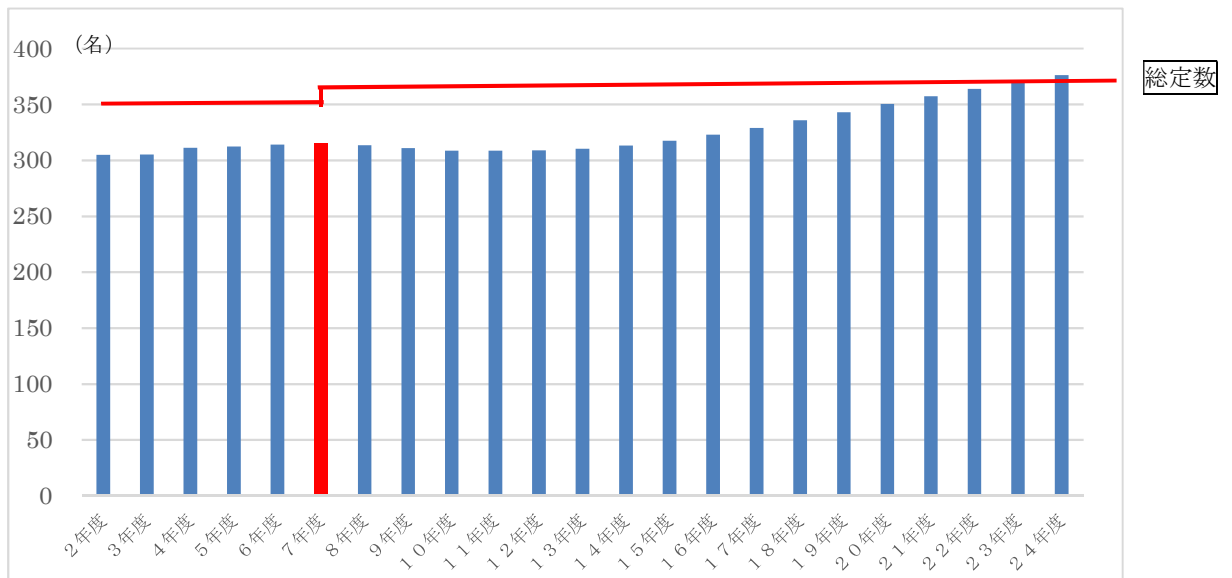
| | |
|--------|------------------------------|
| 弦巻小学校 | 在籍25名。3学級だと1名オーバーにつき、1学級を臨時増 |
| 尾山台小学校 | 在籍29名。3学級だと5名オーバーにつき、1学級を臨時増 |

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、人口増により小学校知的障害学級を必要とする児童数の増加が見込まれるものの、現在の総定数を上回るのは令和23年度（361名）と想定している。

ただし、尾山台小学校については、本来の定員を5名上回っており、早期の狭小状態の解消が必要となっている。また、小学校知的障害学級の玉川地域への設置が少ない状況にあり、地域偏在の解消が必要な状況となっている。

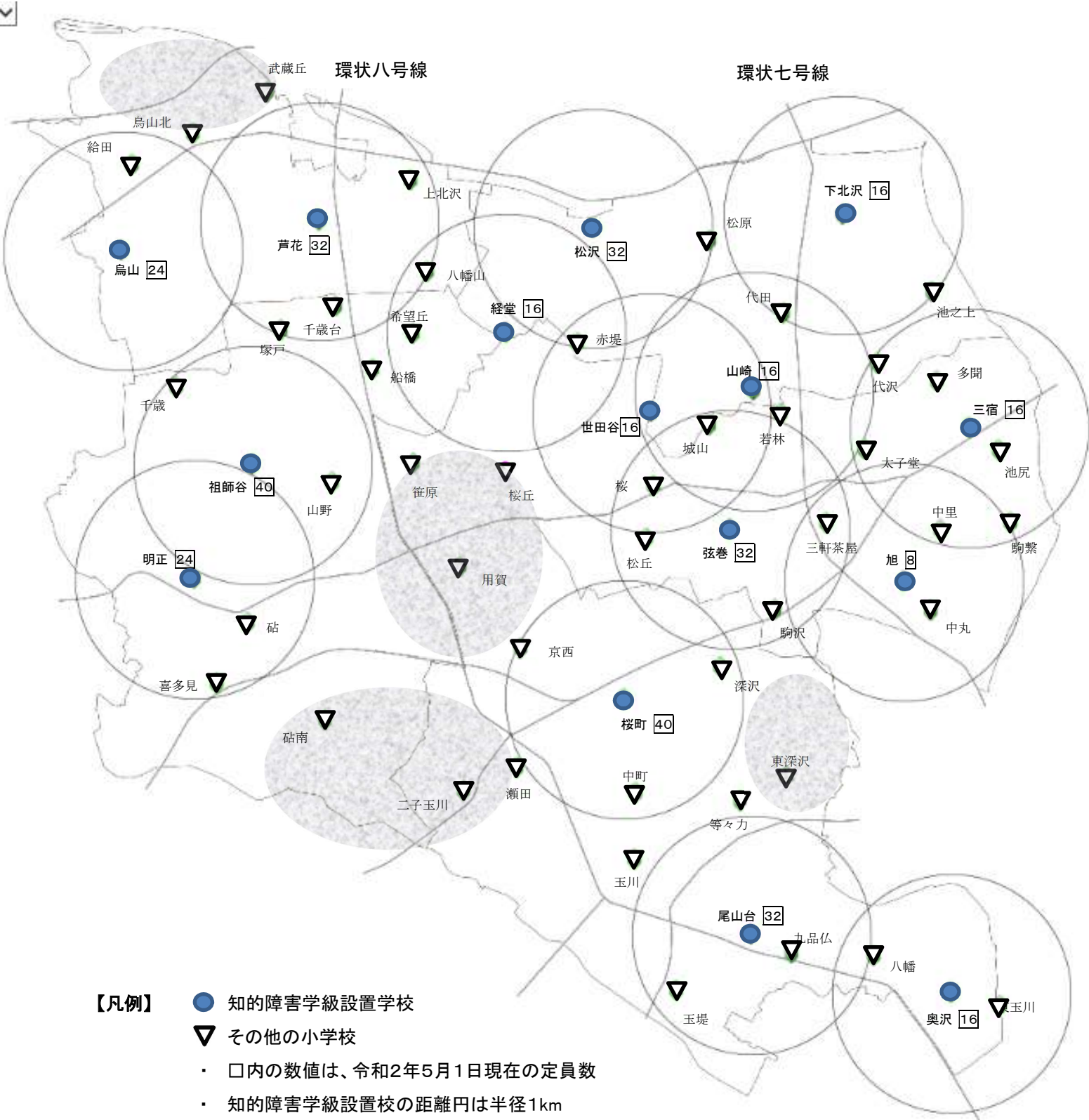
[小学校知的障害学級（固定学級）在籍児童数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

- i 区立瀬田小学校（玉川地域）の改築に合わせ、令和7年4月に新たに2学級（定員16名）を開設する（2学級増）。
- ii この整備により1つの教室をパーテーションで2つに区切って利用している区立尾山台小学校の狭小状態を解消する（1学級減）。
- iii 上記の対応により、今後の利用需要の増加（最大で令和24年度に376名）にも対応できるものと想定している。

小学校知的障害学級（固定学級）配置図



【凡例】

- 知的障害学級設置学校
- ▼ その他の小学校
- ・ □内の数値は、令和2年5月1日現在の定員数
- ・ 知的障害学級設置校の距離円は半径1km
(世田谷区立小・中学校適正配置等審議会答申(平成10年度)より)
- ・ 整備が必要な地域

(2) 小学校肢体不自由学級（固定学級）

① 現状

令和2年5月1日現在の在籍児童数24名

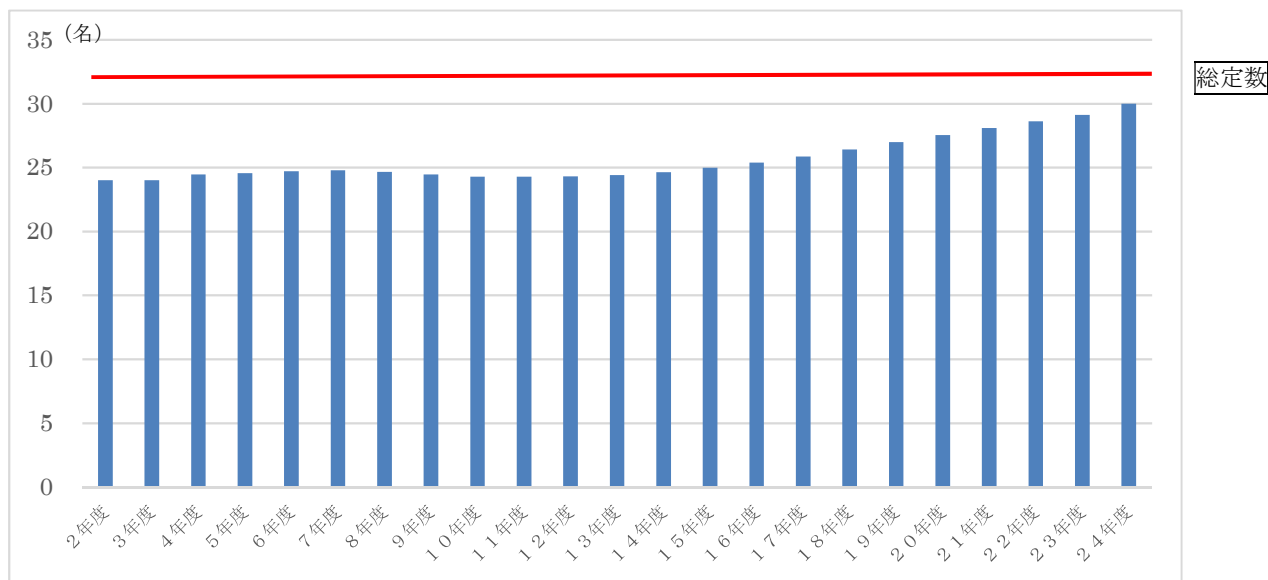
総定数＝学級数（2校・4学級）×学級定数（8名）＝32名

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、肢体不自由学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、最大で令和24年度で30名（1学級あたり8名）を想定している。

小学校肢体不自由学級は区内2校のみの設置であり、障害特性を考えると、増設による地域偏在の解消よりも現在実施している通学のための移送事業により対応することが適切である。

[小学校肢体不自由学級（固定学級）在籍児童数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(3) 小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）

① 現状

令和元年5月1日現在の想定需要数35名

総定数＝学級数（0校・0学級）×学級定数（8名）＝0名

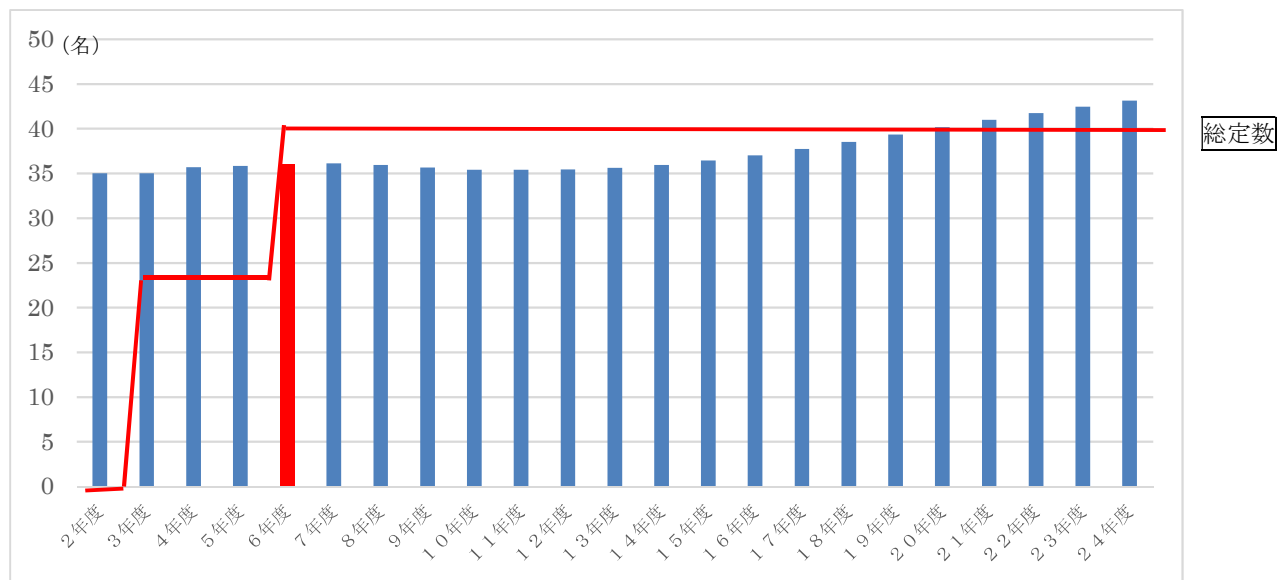
② 全区的需要・地域偏在

自閉症・情緒障害学級は、学校教育法第81条における特別支援学級の区分としては具体的に規定されておらず、区ではこれまで自閉症・情緒障害学級を設置していなかったが、東京都において平成29年度に発達障害の児童・生徒を対象とした特別支援学級の整備の方針が示されたことを踏まえ、整備の検討を開始した。

令和元年5月1日時点での調査に基づく在籍予定児童数の需要（35名）を満たすためには、5学級（定数40名）を整備することが必要な状況となっている。

なお、他の特別支援学級において行っている対応（定員を若干上回った場合に教室をパーティションで区切って教室数を増やす）は、障害特性から困難である。

[小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）在籍児童数推計]（暫定）



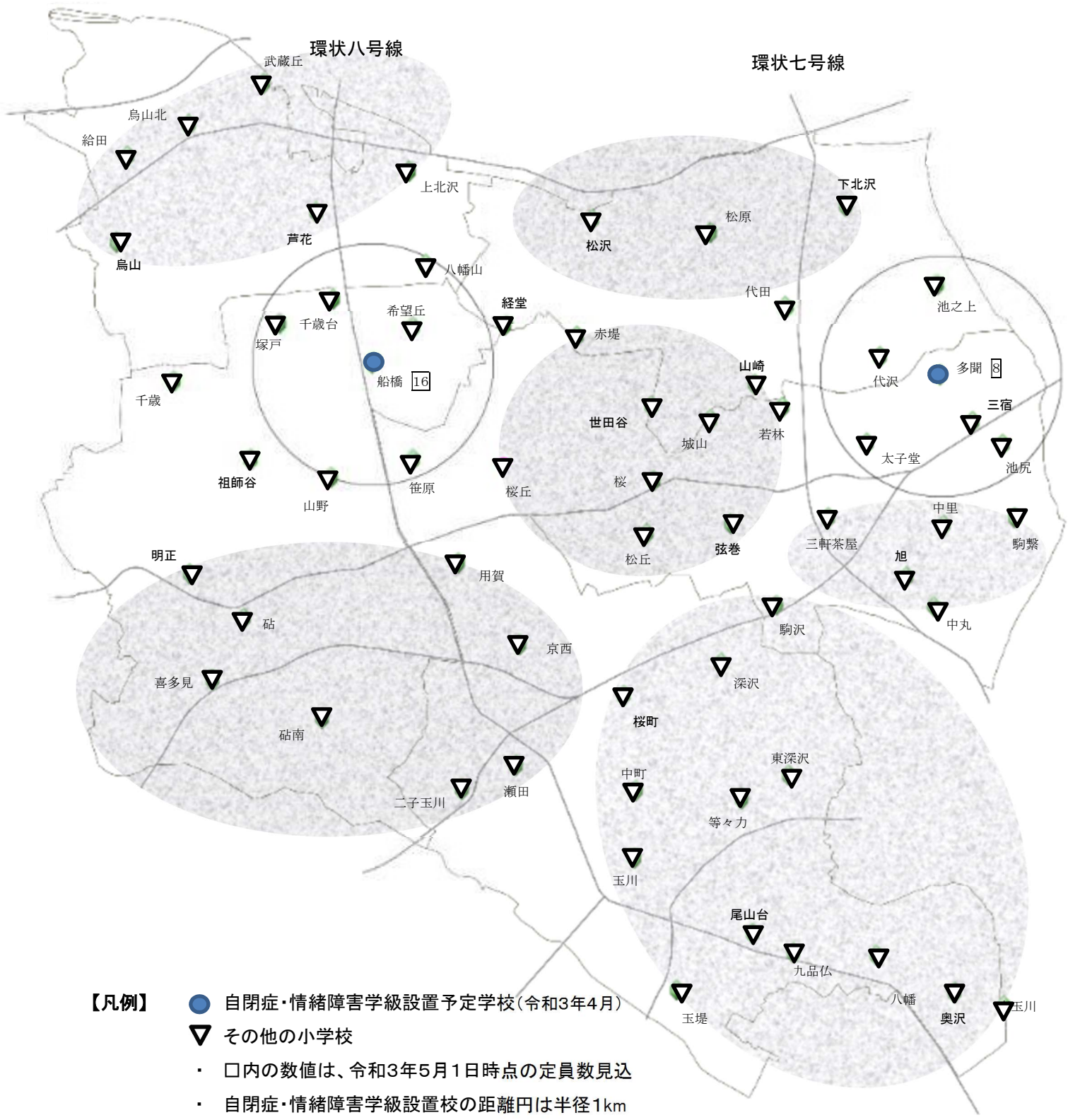
※令和元年5月1日時点での調査に基づく需要数を、令和2年度の在籍児童数として推計

※児童数の推計は、令和3年度に改めて検討

③ 整備計画

- i 令和3年4月に多聞小学校（世田谷地域）に1学級（定員8名）、船橋小学校（砧地域）に2学級（定員16名）の開設を予定している。
- ii 令和6年4月に池之上小学校（北沢地域）に2学級（定員16名）の開設を想定している。
- iii 上記の3校・5学級（定員40名）の整備により需要数（35名）を満たすことができるが、令和21年度に41名が想定される。地域偏在の課題もあり、将来的には他地域への増設に取り組む。

小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）配置図（予定）



- 【凡例】**
- 自閉症・情緒障害学級設置予定学校(令和3年4月)
 - ▽ その他の小学校
 - ・ □内の数値は、令和3年5月1日時点の定員数見込
 - ・ 自閉症・情緒障害学級設置校の距離円は半径1km
(世田谷区立小・中学校適正配置等審議会答申(平成10年度)より)
 - ・ 整備が必要な地域

(4) 小学校弱視学級（通級指導学級）

① 現状

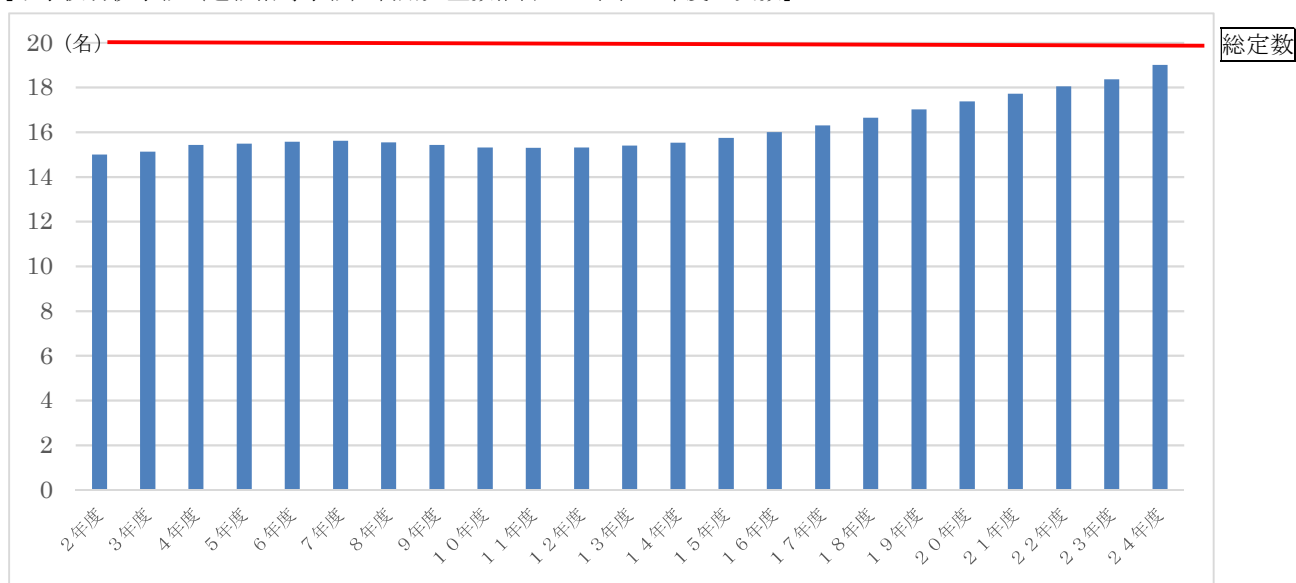
令和2年5月1日現在の利用児童数15名

総定数＝学級数（1校・1学級）×学級定数（20名）＝20名

② 全区的需要・地域偏在

区内では1校（笹原小学校）のみに設置されている。弱視学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、最大で令和24年度での利用児童数を19名と想定しており、新たな施設整備は必要ないものと考えられる。仮に定数を若干上回ったとしても、現在の教室を2分割して2教室として利用する形で対応可能である。

[小学校弱視学級（通級指導学級）利用児童数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(5) 小学校難聴学級（通級指導学級）

① 現状

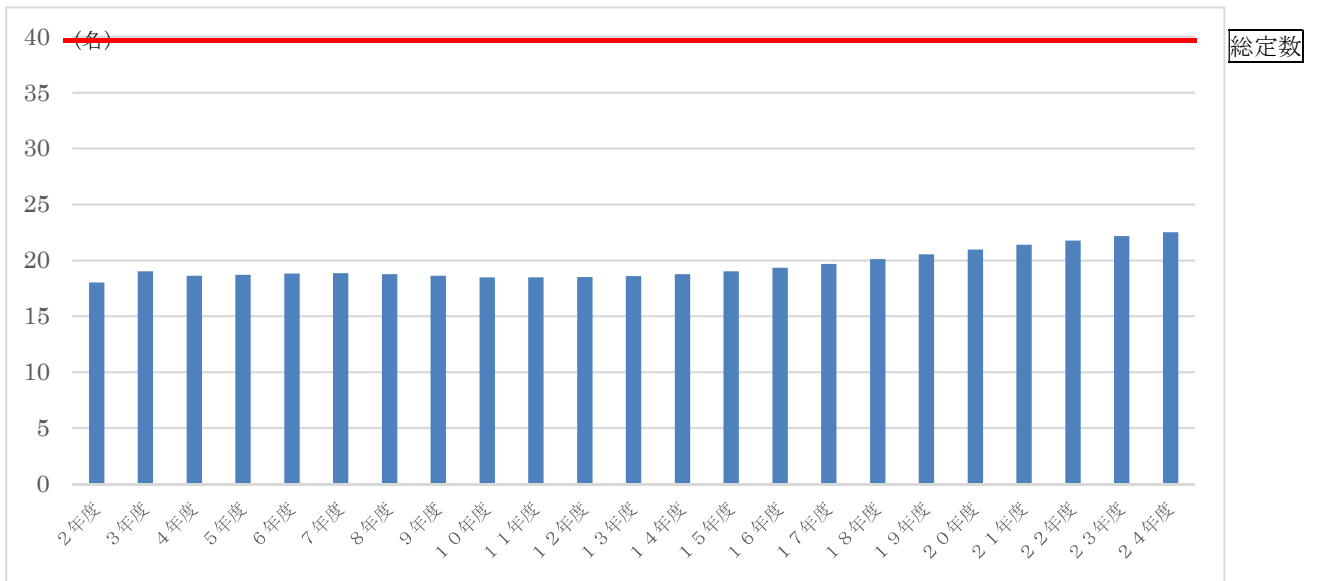
令和2年5月1日現在の利用児童数13名

総定数＝学級数（2校・2学級）×学級定数（20名）＝40名

② 全区的需要・地域偏在

区内では2校（駒沢小学校・烏山北小学校）に各1教室設置されている。難聴学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、令和3年度で19名、最大で令和24年度で23名と想定しており、新たな施設整備は必要ない。

[小学校難聴学級（通級指導学級）利用児童数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(6) 小学校言語障害学級（通級指導学級）

① 現状

令和元年5月1日現在の利用児童数186名

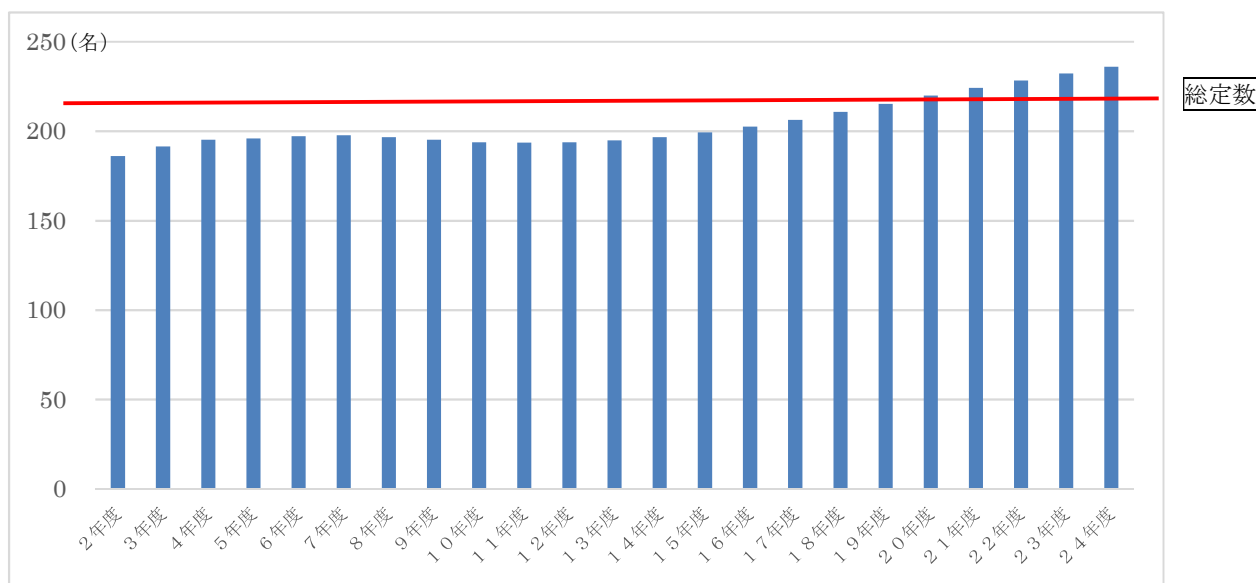
総定数＝学級数（4校・11学級）×学級定数（20名）＝220名

② 全区的需要・地域偏在

区内では4校（駒沢小学校・九品仏小学校・砧小学校・烏山北小学校）に計11教室設置されている。言語障害学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、現定員の220名を超えるのは令和21年度で224名、最大で令和24年度で236名と想定している。仮に定員を上回ったとしても、当面は現在の教室を2分割して2教室として利用する形で対応可能である。

しかしながら、令和24年度時点では236名と定員を16名上回る想定であり、全区的需要の推移を見ながら教室の増設の具体的可能性を検討する必要がある。

[小学校言語障害学級（通級指導学級）利用児童数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

- i 当面の間は、新設等は予定していない。
- ii 今後の全区的需要の推移を見ながら、令和24年度を目途に小学校言語障害学級を新設する。

6 区立中学校における特別支援学級の整備

(1) 中学校知的障害学級（固定学級）

① 現状

令和2年5月1日現在の在籍生徒数145名

総定数＝学級数（7校・18学級）×学級定数（8名）＝144名

※ 暫定定数 168名

定数を上回る生徒の受入れのための臨時的対応として、八幡中学校及び松沢中学校では、1つの教室をパーティションで区切って2つの教室として使用しており、21学級＝暫定定数168名として運用している。

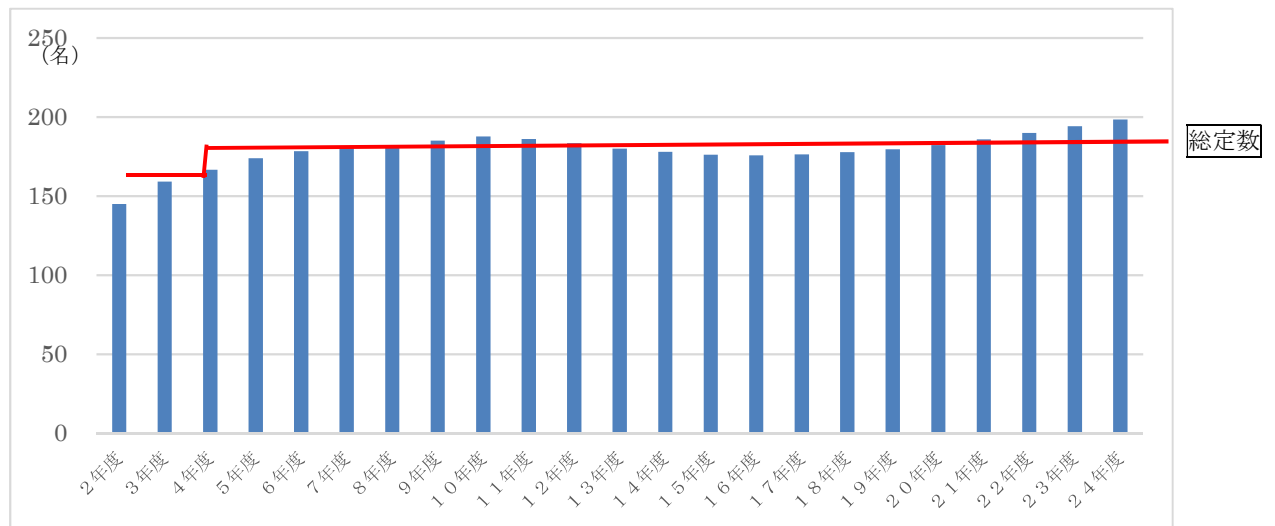
| | |
|-------|-------------------------------|
| 八幡中学校 | 在籍27名。2教室だと11名オーバーにつき、2学級を臨時増 |
| 松沢中学校 | 在籍23名。2学級だと7名オーバーにつき、1学級を臨時増 |

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、人口増により知的障害学級を必要とする生徒数の増加が見込まれ、令和5年度には174名と現在の総定数を上回るものと想定している。

また、定数を上回る生徒の受入れのための臨時的対応として、八幡中学校及び松沢中学校では、1つの教室をパーティションで2つの教室として使用しており、その狭小状態の解消が必要な状況となっている。さらに、北沢地域・玉川地域の西部に知的障害学級が設置されておらず、地域偏在の解消も急がれる状況となっている。

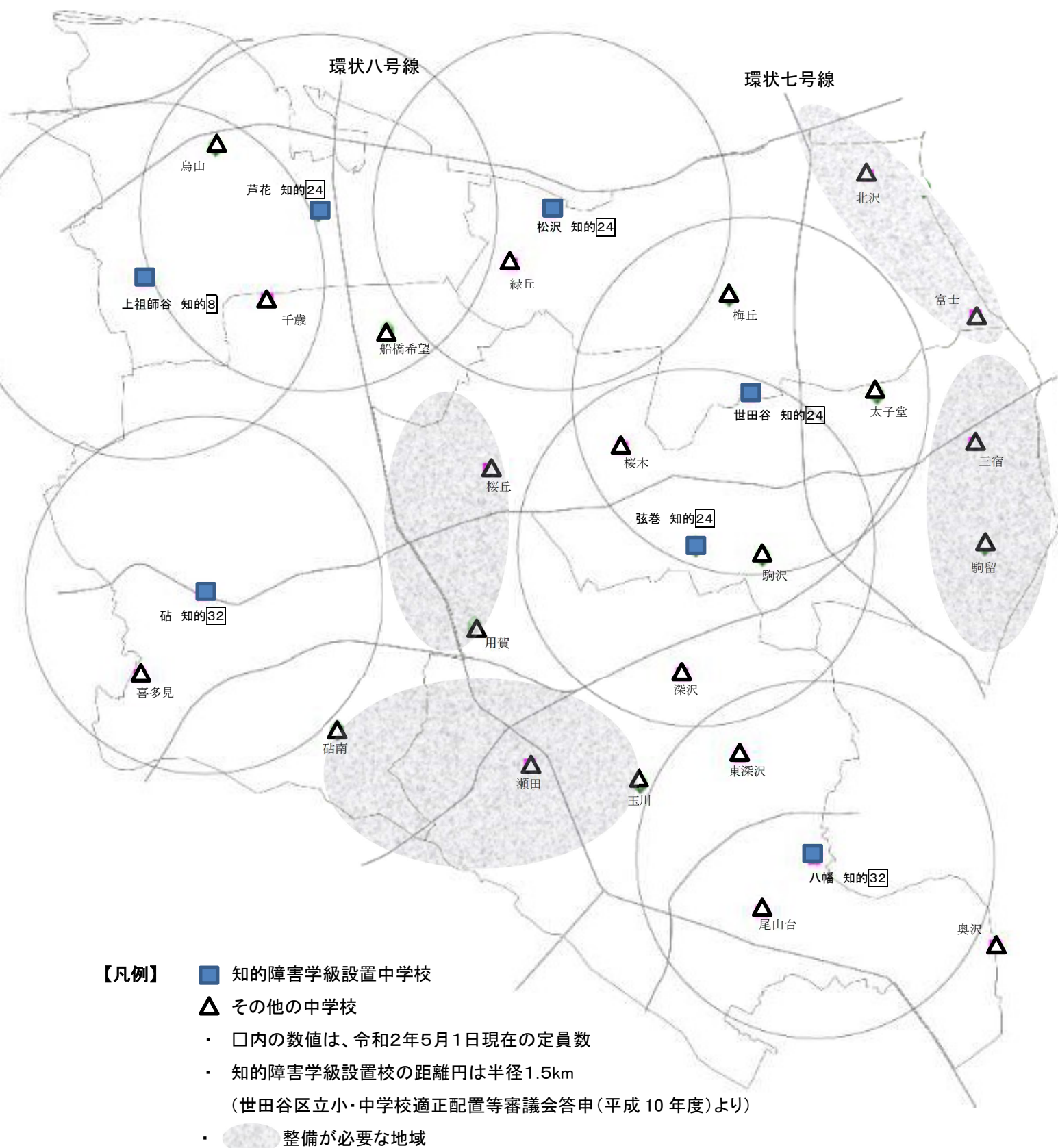
[中学校知的障害学級（固定学級）在籍生徒数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

- i 令和4年4月に、区立北沢中学校（北沢地域）の調整可能な教室を利用して知的障害学級2学級（定員16名）を増設する。
- ii iの整備により、総定数は23学級・184名となるが、令和9年には185名の利用生徒数を見込んでいる。地域偏在の課題もあり、将来的に玉川地域への増設を行う。

中学校知的障害学級（固定学級）配置図



(2) 中学校肢体不自由学級（固定学級）

① 現状

令和2年5月1日現在の在籍児童数10名

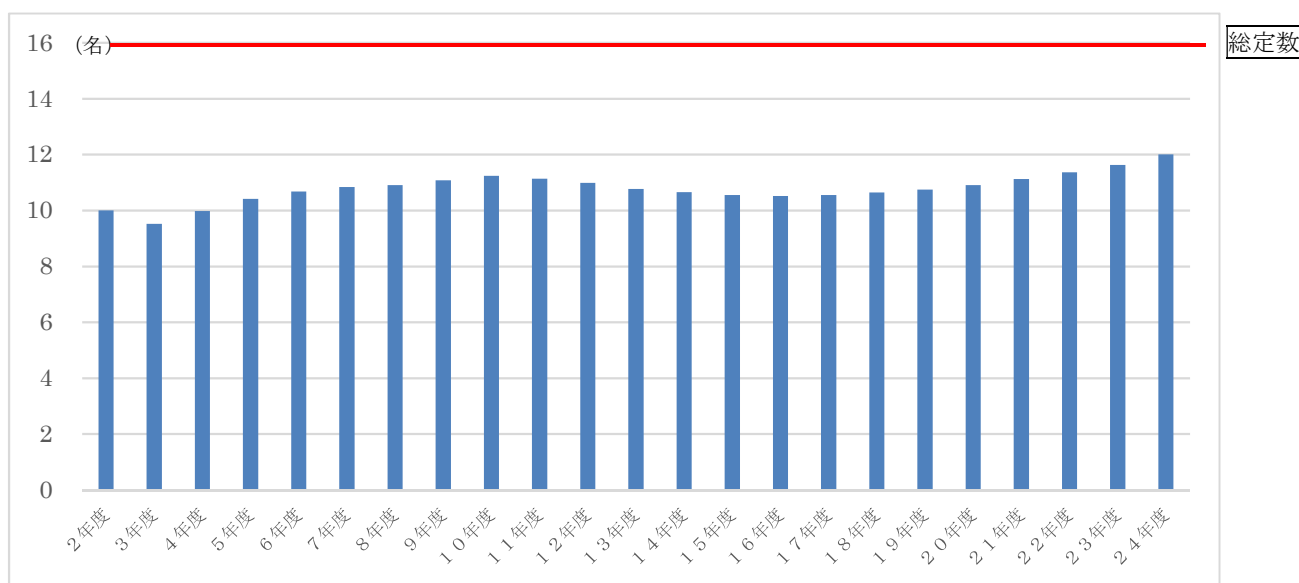
総定数＝学級数（1校・2学級）×学級定数（8名）＝16名

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、肢体不自由学級を必要とする生徒数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、最大で令和23年度で12名を想定している。

中学校肢体不自由学級は区内1校のみの設置であり、障害特性を考えると、増設による地域偏在の解消よりも現在実施している通学のための移送事業により対応することが適切である。

[中学校肢体不自由学級（固定学級）在籍生徒数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(3) 中学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）

① 現状

令和元年5月1日現在の想定需要数21名

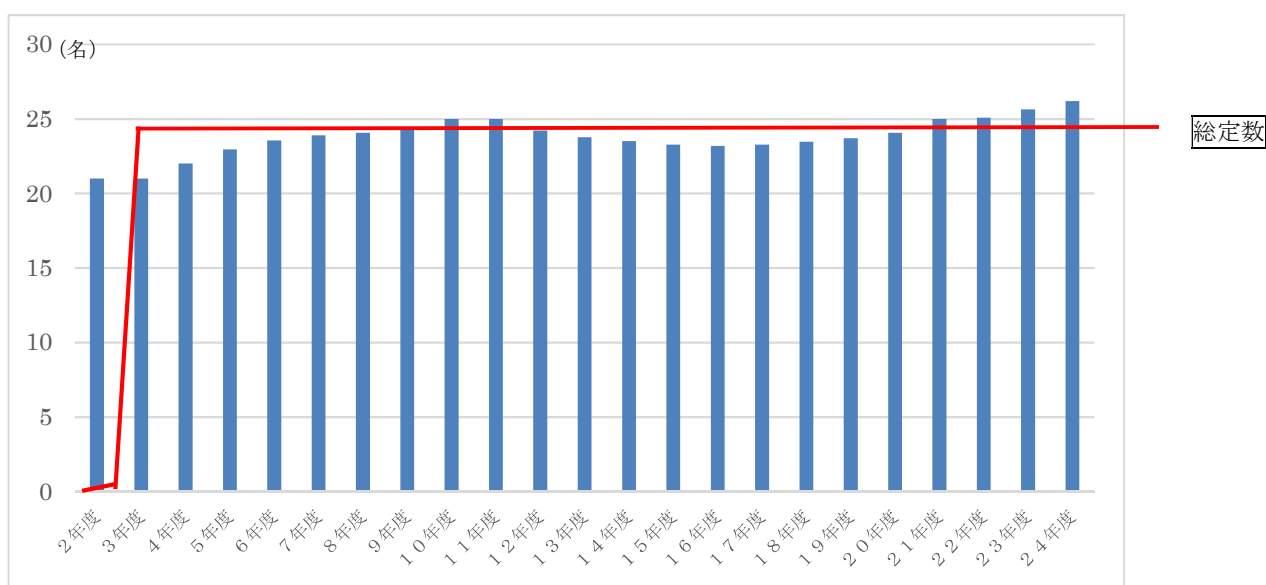
総定数＝学級数（0校・0学級）×学級定数（8名）＝0名

② 全区的需要・地域偏在

自閉症・情緒障害学級は、学校教育法第81条における特別支援学級の区分としては具体的に規定されておらず、区ではこれまで自閉症・情緒障害学級を設置していなかったが、東京都において平成29年度に発達障害の児童・生徒を対象とした特別支援学級の整備の方針が示されたことを踏まえ、整備の検討を開始した。

令和元年5月1日時点での調査に基づく利用予定生徒数の需要（21名）を満たすためには、3学級（定数24名）を整備することが必要な状況となっている。

[中学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）在籍生徒数推計]（暫定）



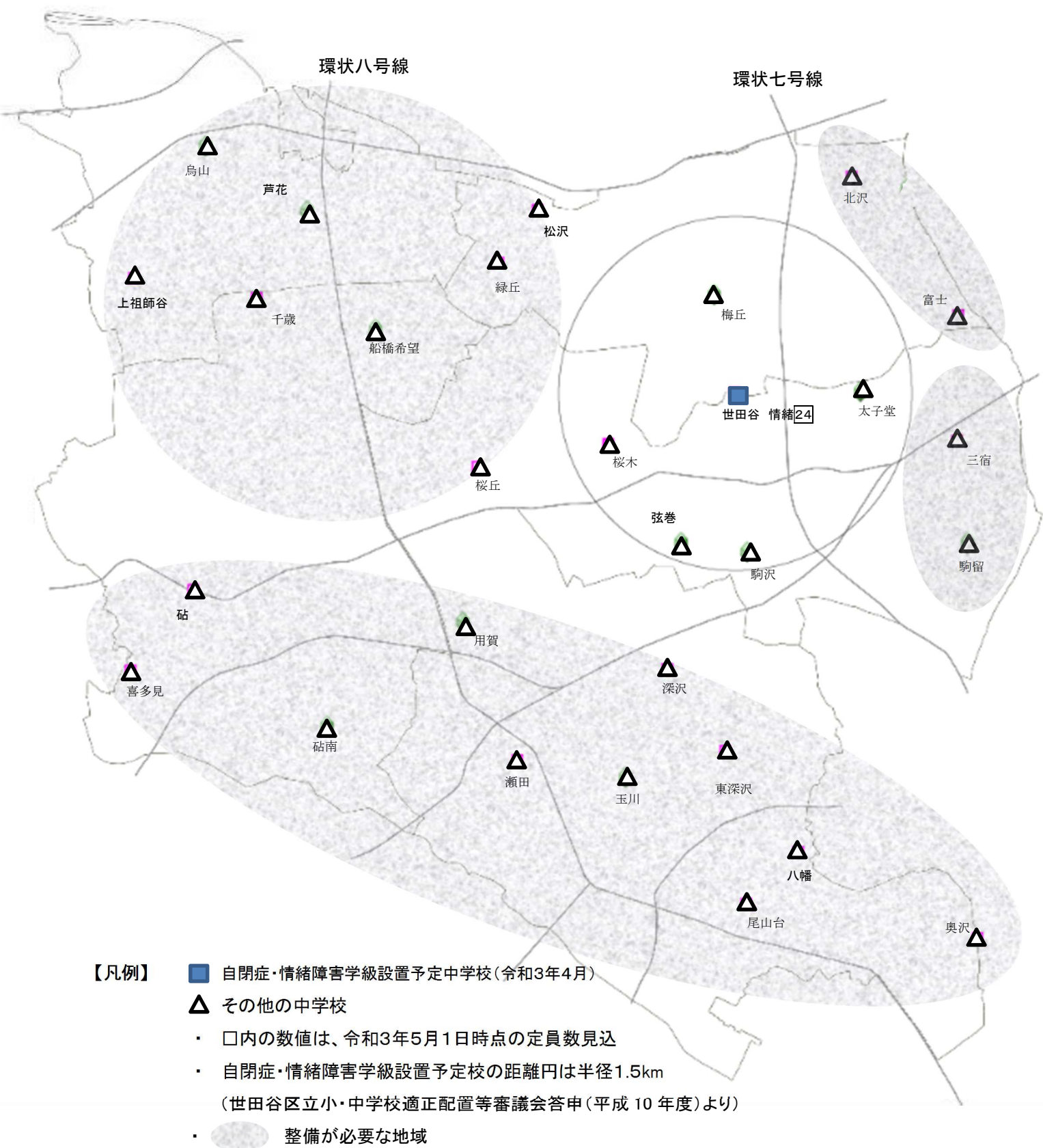
※令和元年5月1日時点での調査に基づく需要数を、令和2年度の在籍生徒数として推計

※生徒数の推計は、令和3年度に改めて検討

③ 整備計画

- i 令和3年4月に世田谷中学校（北沢地域）に3学級（定員24名）の開設を予定している。
- ii 人口増に伴う利用生徒数の増加を想定しており、令和10年度、11年度及び令和21年度に25名を想定している。定員超過が2名の範囲内であれば、その後の利用生徒数の減少も想定されることから、1学級をパーティションで区切り、2学級として使用することなどで対応することを検討する。
- iii 北沢地域に1校のみの設置であることもあり、地域バランスも考慮しながら、他地域への中学校自閉症・情緒障害学級の新設を行う。

中学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）配置図（予定）



(4) 中学校難聴学級（通級指導学級）

① 現状

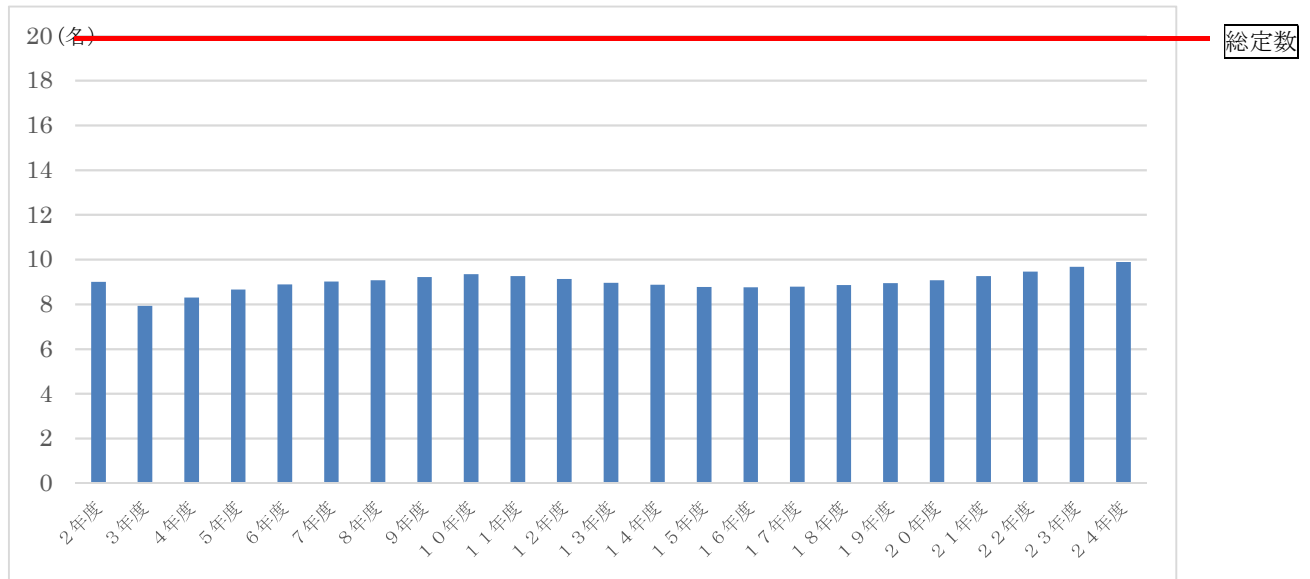
令和2年5月1日現在の利用生徒数9名

総定数＝学級数（1校・1学級）×学級定数（20名）＝20名

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、難聴学級を必要とする生徒数は、横ばい状態が続くものと見込まれる。

[中学校難聴学級（固定学級）利用生徒数推計 ※令和2年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(5) 中学校情緒障害等学級（通級指導学級）

① 現状

令和2年5月1日現在の在籍生徒数22名

総定数＝学級数（1校・3学級）×学級定数（10名）＝30名

② 全区的需要・地域偏在

世田谷中学校における情緒障害等学級は、ひなぎく学級として、不登校生徒の通級指導学級として運用されている。

③ 整備計画

中学校情緒障害等学級は、令和2年度末までの設置とし、令和3年4月には位置付けを自閉症・情緒障害学級に変更する。

また、不登校生徒については、令和3年度中は自閉症・情緒障害学級に在籍しつつ、従来どおり不登校の特性に合わせた指導・支援を受け、令和4年度以降は新設する不登校特例校に籍を移し、引き続き、不登校の特性に合わせた指導・支援を受ける予定である。

7 区立小中学校における特別支援教室拠点校（教員配置拠点校）の整備

(1) 特別支援教室拠点校（教員配置拠点校）について

特別支援教室拠点校は、特別支援教室で子どもたちを教える教員の職員室に相当する。

特別支援教室（すまいるルーム）は全小中学校（世田谷中学校については設置準備中）に配置されているが、教員については複数の学校ごとに1つの教員拠点配置校を設置し、教員は拠点校を中心に小・中学校を巡回して授業を実施している。

今後、特別支援教室の利用児童・生徒の増加に伴い教員の人数も増加することが予想される。また、各学校への巡回を効率的に行うためにも拠点校の増設が必要である。

(2) 小学校特別支援教室拠点校の整備について

- ① 小学校数 61校
- ② 特別支援教室拠点校 20校（小学校3校につき1校）
- ③ 将来的な整備目標 30校（小学校2校につき1校）
- ④ 整備計画（～令和12年度）学校の増改築や調整可能な教室の発生のタイミングに合わせて小学校7校に特別支援教室拠点校を整備する。

(3) 中学校特別支援教室拠点校の整備について

- ① 中学校数 29校
- ② 特別支援教室拠点校 6校（中学校5校につき1校）
- ③ 将来的な整備目標 8校（中学校4校につき1校）
- ④ 整備計画（～令和12年度）学校の増改築や調整可能な教室の発生のタイミングに合わせて中学校1校に特別支援教室拠点校を整備する。